

陳 情 文 書 表

受理番号	30第17号	受理年月日	平成30年11月12日
陳 情 者			
件 名	めぐろ区民キャンパス北西隅の「空地」(都有地)を目黒区として政策的に取込み、区民に公園として開放することを求めます(陳情書)		

【陳情の趣旨】

ご承知の通り、めぐろ区民キャンパスは今から27年前(1991年)に都立大学(人文学部)が八王子に移転した跡地に造設されたものであります。

この都立大学移転ニュースに接したとき、大半の住民は東京でも有数な低層住宅地の中心に位置するその大学跡地は、周囲の環境に調和して宅地帯として開発され、一帯は名実ともに緑豊かな一大住宅地域として大きく拡張されるものとばかり思っていました。

ところが、蓋を開けてみれば緑に囲まれ自然溢れる、その大学跡地に6棟の高層都営住宅を始めとして、大型ホール・図書館・体育館・郷土資料館・斎場など全く思いも及ばない大型施設の建設計画が提示されたのです。

無論、街の風景を大きく変える、このような大型箱物建設計画に対して周辺住民は猛反発することとなり、早々に反対運動集団が結成されて、この区民キャンパス造設開始ギリギリまで区側と折衝を重ねましたが、最終的には一部修正は見たものの住民の反対も空しく、閑静な住宅街が広がるそのど真ん中に、これらの大型施設が續々建設されたことから付近の風景はすっかり変わってしまいました。

更に、これに追い打ちをかけるように、そこから500m西に位置して駒沢公園南東に接する同大学(理学部・工学部)の跡地も某商社系不動産会社とマンション開発業者に払い下げられたことから、心配された通り巨大な超高層マンション群(深沢ハウス)で空が覆い尽くされるまで乱開発されるなど(こちらは住民による日照権侵害による建設反対運動などの民事訴訟も起こっている)、これら二つの都立大学跡地に挟まれた我々は無論、広域に渡る多くの住民は長きに渡る工事の騒音や振動に悩まされた挙句、大きく景観破壊の目に遇っているのです。

以上の経過をたどり2002年秋には「めぐろ区民キャンパス」が完成し、既に区民キャンパスとして16年の月日が流れて現在に至っています。

で、今陳情のテーマであります「空地」に触れますが、このめぐろ区民キャンパス造設当初、建設が予定されていた郷土資料館は後日計画変更によりこの跡地での建設が中止となりましたが、その用地として設定されていたその「空地」は今以って遊休地がごとく同キャンパス北西隅にそっくりそのままの形で存在します(垣根内側で25m×25m 約190坪)。

確かに、この限られた「空地」は、然るべきスペースが求められる公共施設などの建設用地としては元々不適ではありましたが、この区民キャンパス北部で唯一の空間でありそれもアスファルトで整地された平らで真四角な顔付に2基のベンチなど、当初は誰の目にも小公園と映ったようであり、周囲の住民は言うまでもなく、行き交う人々の貴重な憩いのスポットとして自然発生的に利用されていました。

この間、この「空地」に係わることとしては、平成22年の区の用地活用基本方針に幾ら特養ホームとはいえ如何にも取って付けたような建設計画が公布されると共に、以後立ち入りが禁止されることになりましたが、その後、区の財政難を理由に頓挫と相成り平成24年の中頃には同キャンパスの図書館長管理の下、再び自由に使用出来るようになってきているようです。

「空地」の問題

以上の次第であります、それではその後の「空地」といえば稀に親子のボール投げや、近所の保育園児たちが保育士さんに引率されて遊戯をしている姿を見かけることはありますが、前記の通り何しろ長らく立ち入りが禁止されていた事もあり、またこの「空地」の有り様が未だに一般に明示されていないことからとも思われますが、折角このような貴重なオープンスペースにも拘わらず一部駐輪用として使用されているものを除き、未だに遊休地がごとく殆ど利用されていない状態が続いています。

「空地」を取巻く情況

a この区民キャンパスの最寄駅であります都立大学駅に至る地域には多くの保育園・児童教室・幼稚園が点在していますが、常時保護が欠かせない保育園児や幼児などは危険回避の観点からキャンパス北西に位置するこの平らで真四角な「空地」で運動や休息を取っています。

※なお、同キャンパス南東には当初から「めぐろ区民キャンパス公園」が整備されており、そこでは主に小学生以上の運動や球技の場として、また一般の憩いの場として利用されていますが、しかしながら大きな面積を占める芝生広場はその養生の関係などから立ち入り禁止される時期もあり年間を通じては使用できません。

b 周囲を樹木で囲まれた木陰の多い、この「空地」は、夏季ラジオ体操の場として当初から住民が使用しています。

c この「空地」の正面通路は、桜修館中等教育学校を始め目黒十中などへの通学路として、また都立大学駅を発着点とする通勤・通学、更には都立大学駅周辺の商店街への買い物の通路として毎日大勢の人々が行き来しています。

d この「空地」の北側には万葉歌石碑群を挟んで文化通りが走っており、それに沿った幅広の歩道地帯には移転した都立大学の正門跡のモニュメントや、大学を覆っていたヒマラヤ杉を始めとする巨木がその歩道に沿って群生するなど緑豊かな森林地帯を形成しており、それに背中合わせで一体化している、この「空地」の上空を野鳥が飛び交うなど、夏場は涼をもたらし、児童の蝉取りや行き交う人々の憩いの場所にもなっており、この区民キャンパスで唯一都立大学時代の面影を残すエリアでもあります。

e 近年、大きな自然災害が各地で頻発していますが、特に当局や各報道機関から

も、高い確率で予想されている日本の半分を飲み込むような想像を絶する南海トラフ地震を始め首都圏直下地震などへの想定以上の対策強化が繰返し警報されていますが、この幅広の歩道地帯では定期的に町内消防訓練が実施されており、それと背中合わせで一体化している、この「空地」の状況からして、緊急事態発生時には地域住民への緊急避難場所や食糧・飲料水などの配給場所として、更には公道と同レベルであることから直接大型車両の出入りが可能であり医療場としても活用できるなど、緊急を要する大災害時でも迅速救済拠点として重要な役割を果たせる場ともなります。

【陳情事項】

- 1 めぐろ区民キャンパス北西に実在する「空地」は、このキャンパス北部に残された唯一の空間であり、かつヒマラヤ杉を始めとする巨木群の緑で覆われていた旧都立大学の面影を留めるエリアに融合して同キャンパス北部の良好な景観を形成していることから、「みどりの風景を守り、野鳥の住める街づくり」をスローガンに掲げる目黒区として、この希少な空間を大切な遺産として将来に渡り確保すべく公園として適切に保全・維持していくことを求めます。
- 2 近年、全国的に自然災害が頻発しており、特に東京においては国の機能さえ麻痺するような想像を絶する首都圏直下型大地震の発生が確実視されていることから、目黒区としても、従前の枠組みに縛られることなく可能な限り住民の命を守る対策を講じておくことが求められています。アスファルトで平らに整地された真四角な形状と公道から即座に大型車が乗入れできるというこの希少な「空地」を災害勃発時には住民の緊急救済拠点として確保・使用できるよう要求します。
- 3 目黒区も、他区同様従来から公園行政の観点から公園や緑地の重要性を表明していますが、現実的には東京23区における一人当たりの公園面積では長年最下位グループに低迷しています(注)。本来、住民の生活環境を側面から支える行政の立場からも、他の重要案件同様この公園施設の拡充にも積極的に取り組まれることを求めます。

(注) 東京23区の都市公園やそれ以外の都区市町村立公園に、その他も含めた公園総面積合計は41,110,423㎡であり、目黒区はその1.19%の488,248㎡で20位であり、一人当たりでは1.72㎡で21位となっている(東京都都市公園等区市町村別面積・人口割比率表 平成30年4月1日現在)。